

美里町郵便入札実施要領

(令和5年5月25日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、美里町競争入札参加者心得（令和4年3月決裁。以下「心得」という。）第6条第2項に規定する紙入札のうち郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の通知等)

第2条 町長は、郵便入札を実施する場合は、美里町契約規則（平成9年規則第5号。以下「規則」という。）第18条に規定する公告及び規則第27条第2項に規定する指名通知（以下「指名通知等」という。）において「郵便入札による入札」として指定し、次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 入札書（様式第1号）の郵送方法
- (2) 入札書の送付先（以下「送付先」という。）
- (3) 入札書の到達期限日（以下「到着期限日」という。）
- (4) 入札金額積算内訳書（様式第2号）の提出の要否
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(仕様書等の提供)

第3条 入札参加者への仕様書、図面、資料、その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）の提供は、美里町ホームページへの掲載により行うものとする。

(入札に係る費用の負担)

第4条 郵便による入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(郵便入札の方法)

第5条 郵便入札の入札参加者は、入札書及び入札金額積算内訳書（指名通知等で提出が必要とされた場合。以下同じ。）（以下「入札書等」という。）に必要な事項を記入して記名のうえ、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、指定された到着期限日までに、当該入札書及び入札金額積算内訳書を到達するよう郵送しなければならない。

- 2 前項の規定により入札書等を郵送する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に当該入札書等を封入し、郵送用の外封筒により郵送するものとする。
- 3 前項の内封筒は、入札案件名、開札日時及び入札参加者名を記載し、封かんしなければならない。
- 4 第2項の外封筒は、宛名を指名通知等に記載された送付先とし、表側に件名及び入札参加者の住所、名称（法人にあっては、法人名）若しくは氏名を記載するとともに、「入札書在中」と朱書きしなければならない。

(入札の辞退)

第6条 指名を受けた者は、入札を辞退することができるものとする。

2 入札を辞退する場合には、到着期限日までに、心得第7条第2項第1号に規定する入札辞退届を電子メール、FAX直接持参又は郵送のいずれかの方法で提出しなければならない。

3 開札時において入札書等が不着の場合は辞退したものとする。

(入札回数)

第7条 郵便入札に付した場合の入札回数は、1回とする。ただし、設計金額を事後公表としている場合は、1回に限り再度入札を行うことができる。

2 町長は、再度入札を行う場合は直ちに、初度入札の最低入札額、入札書等の提出期限、開札日時及び場所を指定し、入札参加者に通知するものとする。

(開札等)

第8条 入札執行者は、郵便により入札書等が到達したときは、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3 開札は、指名通知等で指示した日時及び場所において、入札書等が封かんされた封筒が未開封であることを、次条に規定する開札立会人の全てが確認した後に行う。

(開札の立会い)

第9条 入札者は、開札日の2日前までに、開札立会申出書(様式第3号)により開札の立会いに係る申出をすることができる。

2 前項の規定による申出をした入札者が都合により当該開札に立ち会うことができなくなった場合は、当該入札者の代理人が立ち会うことができる。この場合において、当該代理人は、開札立会委任状(様式第4号)を提出しなければならない。

3 代理人は、同一入札において、2者以上の代理人となることはできない。

4 開札立会人の数は、入札者数を限度とし、入札者1者につき開札立会人1人とする。

5 開札立会人は、開札前に開札立会人名簿に署名しなければならない。

6 開札立会人が2人に満たない場合は、当該入札事務に関与しない職員を開札立会人としなければならない。

7 入札執行者は、入札事務に関与しない職員を1人以上立ち合わせなければならない。ただし、前項の規定により職員が開札立会人となっているときは、この限りでない。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 一つの封筒に2枚以上の入札書を封入したもの
- (2) 同一入札に対し2通以上の封筒を郵送したもの
- (3) 指定された郵送方法以外の方法で郵送されたもの
- (4) 指定された到着期限日を過ぎて到達したもの
- (5) 封筒に記載された件名と入札書等の件名が異なるもの
- (6) 封筒が封かん及び封印されていないもの
- (7) 入札書等以外のものを同封したもの
- (8) 入札金額積算内訳書が同封されていないもの
- (9) 不備な入札金額積算内訳書を提出した者がしたもの
- (10) 記載すべき事項の記入のない入札書等又は記入した事項が明らかでない入札書等によるもの
- (11) 代理人がしたもの
- (12) 明らかに談合によると認められるもの
- (13) その他指定された入札条件に違反してなされたもの
(くじによる落札者の決定)

第11条 落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札者が2者以上あるときは、別紙「くじの方法」に定めるところにより、落札者を決定する。

(入札結果の通知)

第12条 町長は、落札者を決定した場合は、速やかにその旨を落札者に通知しなければならない。ただし、ダイレクト入札の場合は、落札候補者とし、入札参加資格審査を行った後、通知するものとする。

(異議の申立て)

第13条 入札参加者は、この要領、心得、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が到着期限日までに到達しなかった場合についても同様とする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

別紙 くじの方法

開札の結果、落札となるべき価格と同一の価格をした入札者が2者以上あるときは、くじによりその順位を決定する。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

入札者は、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の3桁の値（000～999）を記入すること。

なお、正しく記入がなされていない場合は、「999」と記載がされたものとみなす。

2 くじの手順

- (1) 同額の入札書の内、書留のお問い合わせ番号（11桁）の下4桁を昇順に「抽選番号」を付与する。（下4桁が同一の数字になった場合は、下5桁目以降高い桁の数字を順次参照する。）
- (2) 同額入札の入札書に記載された「くじ番号」を合算し、その合計数を入札書の数で除し、「剰余」を算出する。
- (3) 上記(1)の「抽選番号」と上記(2)の計算結果による「剰余」が一致したものを落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）とする。
- (4) 落札者等の抽選番号に1を足した番号の入札参加者を2順位とする。この場合において、落札者の抽選番号に1を足した番号が存在しないときは、0の番号の入札参加者を2順位とする。
- (5) 3順位以下は(4)の規定に準じて順位を決定する。